

年金係からのお知らせ

市民課 内線 223

■ 4月から年金制度が変わります

① 国民年金保険料の引き上げ

4月分から毎年280円(月額)ずつ引き上げられ、平成29年以降は月額 16,900円となります。

◇ 4月以降の国民年金保険料額

年 度	保 険 料 月 額	年 度	保 険 料 月 額
現 行	13,300円	23 年度	15,260円 × 保険料改定率
平成 17 年度	13,580円	24 年度	15,540円 × 保険料改定率
18 年度	13,860円 × 保険料改定率	25 年度	15,820円 × 保険料改定率
19 年度	14,140円 × 保険料改定率	26 年度	16,100円 × 保険料改定率
20 年度	14,420円 × 保険料改定率	27 年度	16,380円 × 保険料改定率
21 年度	14,700円 × 保険料改定率	28 年度	16,660円 × 保険料改定率
22 年度	14,980円 × 保険料改定率	29 年度以降	16,900円 × 保険料改定率

※保険料は平成16年価格で計算したものです

② 30歳未満の人の納付特例制度(新規) ※ 4月から平成27年6月まで

30歳未満の第1号被保険者(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が免除に該当すれば、保険料の納付が猶予されることになります。

③ 免除の遡及承認

改正前…申請日の属する月の前月以後について免除

改正後…免除周期の始期までさかのぼって承認

申 請 時 期	4 月	5 月	6 月	7 月	7 月～18年7月	
承認期間	始期	3 月	4 月	4 月	4 月	7 月
	終期	6 月			18年6月	

■ 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？

所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付を免除する制度があります。

- ・ 全額免除…保険料の全額 13,300円(4月から13,580円)が免除になります
- ・ 半額免除…保険料の半額 6,650円(4月から6,790円)が免除され、残りの6,650円(4月から6,790円)を納めます

※半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります

◇ 免除の承認期間

7月(または申請月の前月)から翌年の6月まで

※承認期間は4月から変更されます

※免除の申請は毎年必要です

■ 学生納付特例制度をご存じですか？

前年の年収が一定以下の学生は、申請して認められると、保険料を後から納めることができる特例制度があります。

◇ 特例承認期間

4月(または申請月の前月)から翌年の3月まで

※承認期間は4月から変更されます

※特例の申請は毎年必要です

詳しくは 美濃加茂社会保険事務所(電話 25-8181)、市民課まで

生の演奏を
身近で楽しもう

ドリームコンサート

プラスをやっている
学生のあこがれです。

- ◇と き 3月11日(金) 午後7時～
- ◇と ころ 文化会館
- ◇出 演 シャミープラス・アンド・フレンズ
(金管アンサンブル・ドラム・ピアノ)
- ◇入場料 無 料

文化会館 25・1108

資源回収をしています

きらきら

エコハウス

- ◇と き 毎週水曜日 午前9時～正午
- ◇と ころ 加茂川町3丁目旧農機センター跡地
- ◇回収品目 (家庭から排出されたものに限りです)

①新聞紙	②チラシ	③雑 誌
④ダンボール	⑤紙容器	⑥紙バック
⑦アルミ缶	⑧ペットボトル	⑨飲食用トレイ
⑩発泡スチロール	⑪国産ビール瓶	⑫清酒一升瓶
⑬使用済み食用油	⑭蛍光灯	
⑮使用済み乾電池		

環境課 内線 303